

都市計画法第 53 条第 1 項の許可申請手続きについて

A. 土地区画整理事業を施行すべき区域（中野鷲宮付近）

1. 建築計画

① 次の要件に該当する除却又は移転が容易な建築物の建築計画

- ・階数が 2、高さが 10メートル以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造。

② 上記①の要件を欠く建築計画（地階を有する場合など）

- ・計画内容について、区都市計画係（9階 2 番窓口、内線 5819）と事前打ち合わせをして下さい。

2. 申請書類

① 上記 1 の①の場合

許可申請書の正本と副本のそれぞれに下記の図書（※1）を添付して下さい。

- a. 建築計画概要書の 1 面及び 2 面 b. 案内図 c. 配置図 d. 各階平面図
- e. 2 面以上の立面図 f. 2 面以上の断面図 g. 委任状
- h. その他（敷地求積、建築面積・各階床面積求積図、各種高さ制限の判断のできる図面）

② 上記 1 の②の場合 *意見照会のため、都市計画担当用の図書を追加してください。

(い) 許可申請書の正本と副本のそれぞれに下記の図書（※1）を添付して下さい。

- a. 建築計画概要書の 1 面及び 2 面 b. 案内図 c. 配置図 d. 各階平面図
- e. 2 面以上の立面図 f. 2 面以上の断面図（計画線からの離れを明示する）
- g. 委任状

- i. その他（敷地求積、建築面積・各階床面積求積図、各種高さ制限の判断のできる図面）

(ろ) 都市計画担当用

- ・許可申請書正本（添付図書（b から f 及び h）を含む）の写しを 1 部

B. 都市計画道路、都市計画河川、都市計画公園等

1. 建築計画

次の要件に該当する除却又は移転が容易な建築物の建築計画

- ・階数が 2（※2）、高さが 10メートル以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造。

2. 申請書類

許可申請書の正本と副本のそれぞれに下記の図書（※1）を添付して下さい。

- a. 建築計画概要書の 1 面及び 2 面 b. 案内図 c. 配置図（※3） d. 各階平面図
- e. 2 面以上の立面図 f. 2 面以上の断面図（計画線の位置を明示する） g. 委任状
- h. その他（敷地求積、建築面積・各階床面積求積図、各種高さ制限の判断のできる図面）

※1 添付図書は縮小印刷したものではなく、オリジナルサイズをお願いします。

※2 都市計画道路の区域、または都市計画公園の区域について、下記の要件に該当するものであれば階数が 3 まで建築可能です。

ア 容易に移転し又は除却することができるものであること。

イ 階数が 3、高さが 10メートル以下であり、かつ地階を有しないこと。

ウ 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。

エ 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう設計上の配慮をすること。

オ 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）等の支障にならないこと。

※3 都市計画道路等の名称及び位置を記入してください。